

# 青森市 地域コミュニティ・ガイドライン



みんなで連携・協働!!  
地域の特色あるまちづくり  
を進めましょう

## ◆◇◆ 目 次 ◇◇◆

市民一人ひとりが挑戦する街を目指して .....	1
1 市民自治によるまちづくりの背景 .....	2
(1) 市の現状	
(2) 市の地域コミュニティの現状	
(3) 地域課題に対する対応への影響	
(4) 市民自治によるまちづくりの必要性	
(5) 青森市地域コミュニティ・ガイドライン	
2 地域と市とのかかわり方 .....	5
3 新たなコミュニティであるまちづくり協議会 .....	6
(1) まちづくり協議会	
(2) まちづくり協議会の構成員	
(3) 新しい市民自治の仕組み	
(4) まちづくり協議会の役割	
(5) まちづくり協議会の設置区域及び活動エリア	
(6) まちづくり協議会の活動拠点	
4 まちづくり協議会の効果 .....	11
5 市の役割 .....	13
(1) 人的協働	
(2) 財政的協働	
(3) その他の協働	
6 まちづくり協議会の設立方法(例) .....	14
(1) 地域での話し合い	
(2) 地域住民への呼びかけ(周知)	
(3) 準備作業	
(4) まちづくり協議会準備会の開催	
(5) まちづくり協議会の設立	
(6) まちづくり協議会の組織(例)	
(7) まちづくり協議会の会則(例)	
7 まちづくり協議会に関するQ&A .....	25



## 市民一人ひとりが挑戦する街を目指して

近年の人口減少や少子高齢化の進展、市民のライフスタイルや価値観の多様化などの社会構造の変化に伴い、地域活動を支える担い手が不足しており、また、地域課題も多様化・複雑化していることから、地域だけ又は行政だけでは対応が困難となっています。

このため、市では、平成31年2月に「青森市総合計画」を策定し、若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成を支援するとともに、市民や町会等の地域コミュニティ、ボランティア、NPOをはじめとする市民活動団体など多様な主体の連携・協働により、多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、地域の個性を活かしたまちづくりを進めています。

また、自助・共助機能が発揮され、自分たちの地域は自分たちで考え、決め、行動できる自立した地域コミュニティの構築を進め、市民一人ひとりがまちづくりの主役として力を結集し、地域力を最大限に発揮できる市民自治によるまちづくりを進めていくための支援を行っています。

青森市地域コミュニティ・ガイドラインは、市が目指す市民自治の効果や市民自治を進める新たなコミュニティの構成員、役割、活動エリア及び市の協働方法などに関して、地域と市が協働により市民自治によるまちづくりを進めるための道標にしようとするものです。

※地域コミュニティとは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会あるいはそのような住民の集団をいいます。

# 1 市民自治によるまちづくりの背景

## (1) 市の現状

市は、現在 824.61 k m<sup>2</sup>に及ぶ広大な行政区域を有しています。

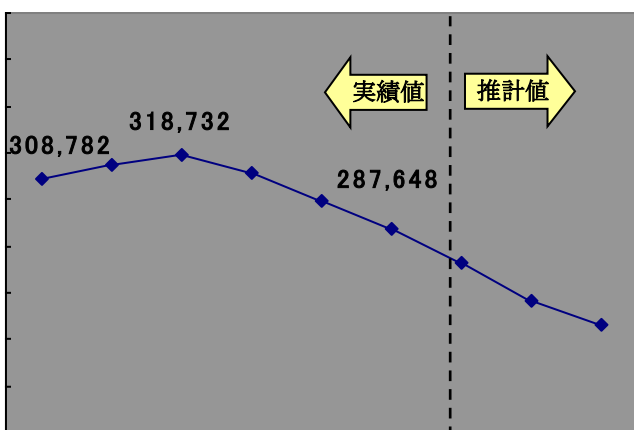
総人口は、平成 12 年の 318,732 人をピークに減少が続いており、平成 27 年は 287,648 人となっています。将来推計人口では、青森市総合計画の目標年次である令和 10 年には、平成 27 年と比較して約 4 万 1 千人の減少となり、この傾向はさらに続くことが見込まれています。(図表①参照)。

総人口が減少する一方で、世帯数は平成 12 年から同数程度で推移しており、核家族化と小家族化（一世帯あたりの構成員数の減少）が進行しています。(図表②参照)

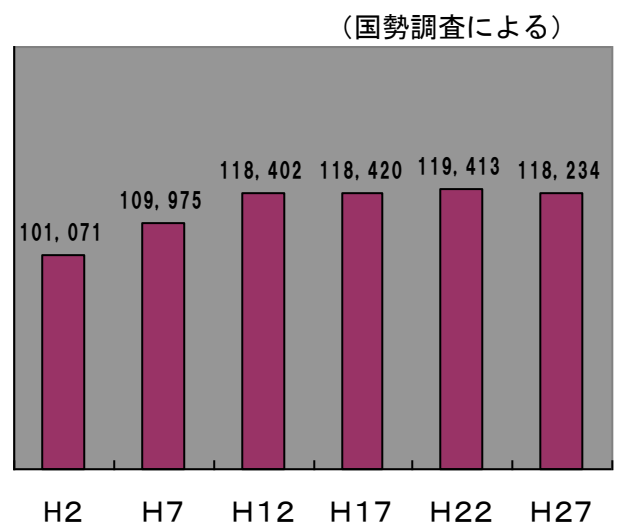
さらに、出生数は年々減少を続け(図表③参照)、年少人口比率は、減少傾向で推移しているのに対し、老年人口比率が増加傾向で推移しており、平成 12 年に老年人口比率が年少人口比率を上回って以来、その差が拡大し続け、今後もその傾向で推移するものと見込まれます(図表④参照)。

このような人口減少や少子高齢化が続くと、やがて労働人口の減少、市場規模の縮小、市税収入の減少、社会保障に要する費用の増加などが見込まれます。

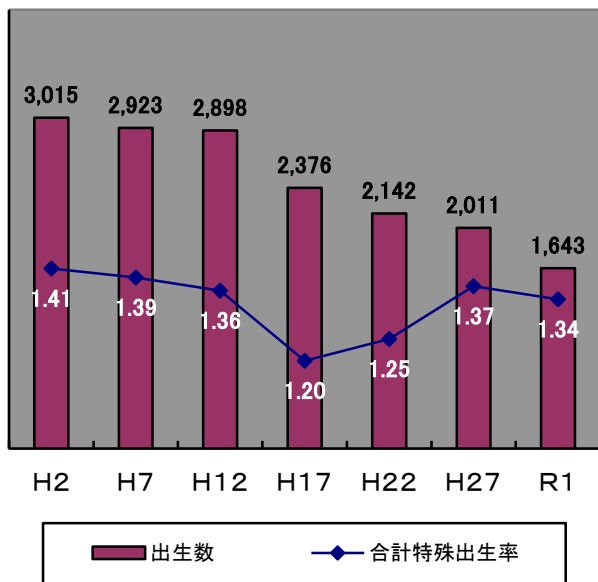
図表① 総人口の推移及び将来中位推計(単位:人)  
(H2~H27 は国勢調査による)



図表② 世帯数の推移(単位:世帯)

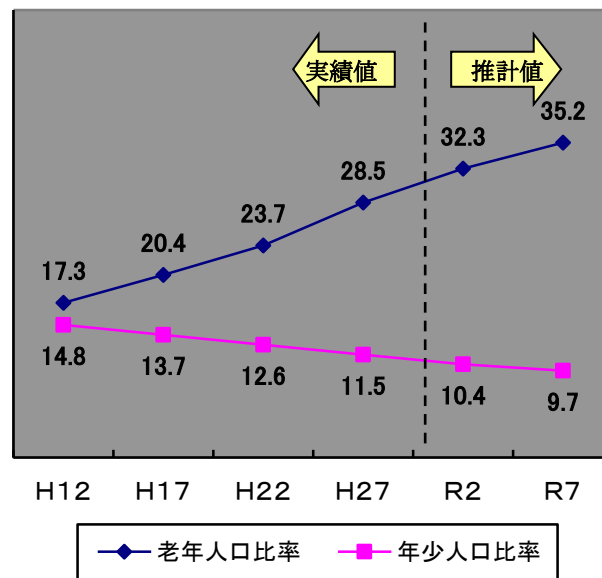


図表③ 出生数及び合計特殊出生率(単位:人)  
(人口動態統計:各年10月1日現在)



※合計特殊出生率…一人の女性が生涯に産む子どもの数

図表④ 年齢別人口割合の推移及び将来中位推計(単位:%)  
(H12~H27は国勢調査による)



※老年人口比率…65歳の人口が総人口に占める割合  
※年少人口比率…0~14歳の人口が総人口に占める割合

## (2) 市の地域コミュニティの現状

これまで、市の地域コミュニティは、町(内)会、地区社会福祉協議会、PTA、民生委員・児童委員、交通安全協会、防犯協会、消防団などの団体が中心となり、それぞれの活動を担いながら地域を支えてきました。

その中でも、町(内)会については、現在、市内に407の町(内)会があり、地域住民の皆さんの親睦・交流を図りながら、地域課題の解決に向けた取り組みを行っているほか、地域の意見・要望をとりまとめ、行政への連絡や調整の窓口になるなど、重要な役割を担っています。

しかしながら、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、地域への帰属意識の希薄化や無関心層の増加が進行し、地域コミュニティの担い手の不足や一部住民の方への負担が偏っている状況にあります。

### **(3) 地域課題に対する対応への影響**

このような状況が進行すれば、地域課題の解決力の低下や、安全、安心な日常生活を支える共助機能が脆弱になるなど、私たちの身の周りで起きる課題に対し、対応することが困難になると推測されます。

なお、未曾有の被害をもたらした東日本大震災において、ボランティアや地域コミュニティが、被災者の支援や被災地の復興の大きな力となっており、私たちは、地域住民相互の助け合いや市民協働によるまちづくりの重要性を再認識しました。

### **(4) 市民自治によるまちづくりの必要性**

このような社会環境の変化に対応していくためには、これまで以上に地域の連帯感を強め、地域を支える多様な主体が一緒になって考え、決め、行動できる市民自治によるまちづくりを進めることが必要であり、地域と市が対等の関係のもとパートナーシップが発揮される協働による体制づくりが求められます。

### **(5) 青森市地域コミュニティ・ガイドライン**

この青森市地域コミュニティ・ガイドラインは、地域と市が協働により市民自治によるまちづくりを進めるための道標にしようとするものです。

市が目指す市民自治の効果や市民自治を進める新たなコミュニティの構成員、役割、活動エリア及び市の協働方法などに関してとりまとめています。

## 2 地域と市とのかかわり方

---

本市は町（内）会などによる地域コミュニティ活動が活発な街ですが、地域活動を支える担い手が不足しており、また、地域課題も多様化・複雑化している状況にあります。

このため、地域の中でそれぞれの各団体が連携・協力し、地域力を結集してスケールメリット（規模を大きくすることにより得られる効率性などの効果）とマンパワーを生かした新たなコミュニティを組織するとともに、市は地域担当職員（市民協働推進課職員）を配置して地域に対する支援体制を整備することにより、地域と市が地域課題などに向き合い、協働による解決を目指します。



### 3 新たなコミュニティであるまちづくり協議会

---

#### (1) まちづくり協議会

まちづくり協議会とは、市が目指す市民自治によるまちづくりを行うための任意団体であり、新たな地域コミュニティ組織のことです。

まちづくり協議会は、地域の知恵と力を結集し、さらなる地域力の向上を目指し、一部の住民の方に役割が偏らないよう、また、新たな担い手が育つよう地域で活動する各団体や住民の皆さんなど、誰もが気軽に参加できる組織です。

#### (2) まちづくり協議会の構成員

まちづくり協議会の構成員は、各団体への加入の有無、性別、年齢、国籍の違いに関わりなく、全ての住民の皆さんが構成員として参加することができます。

#### ○地域住民全員が構成員の対象です

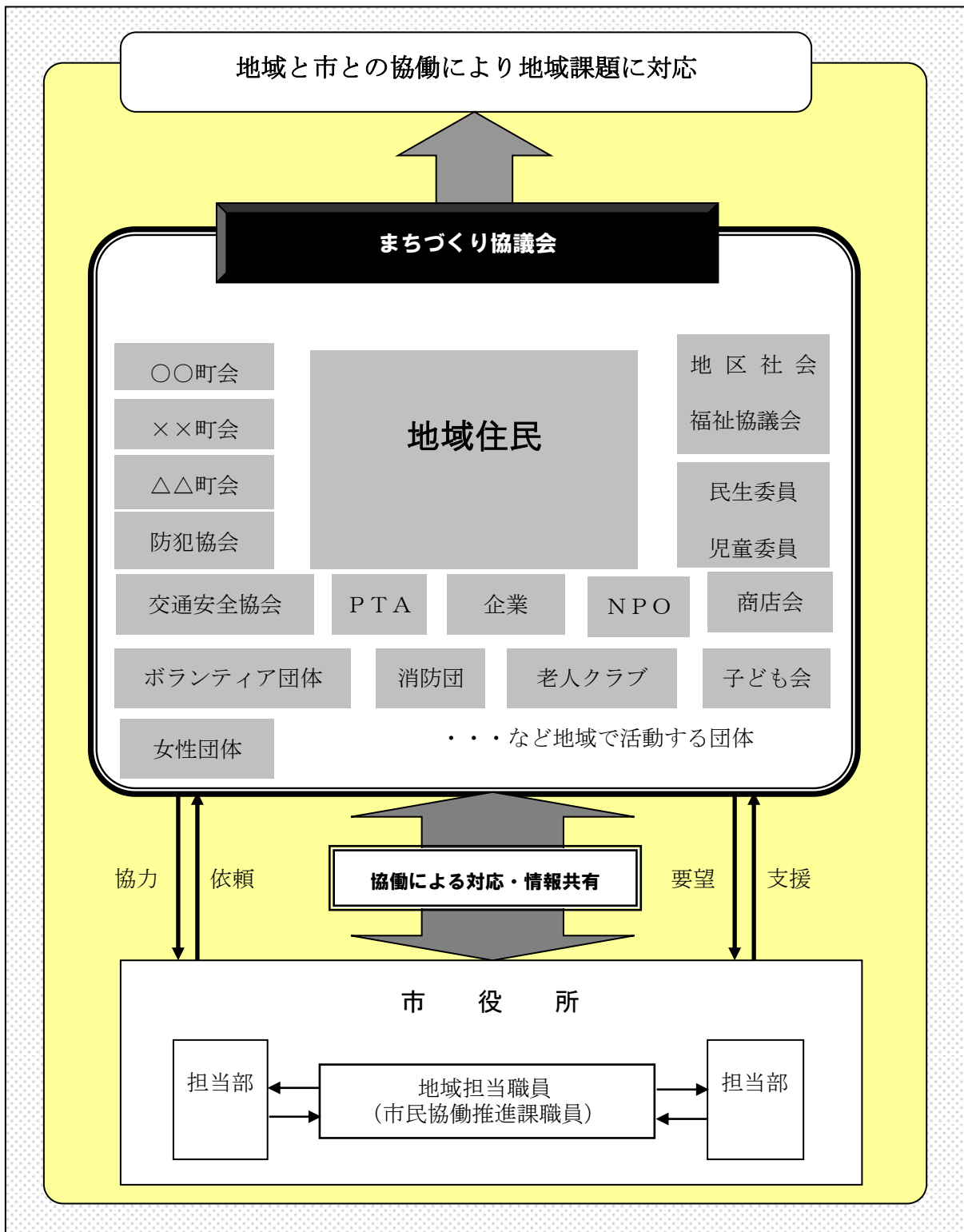
- |            |            |
|------------|------------|
| ○町（内）会     | ○地区社会福祉協議会 |
| ○民生委員・児童委員 | ○PTA       |
| ○交通安全協会    | ○防犯協会      |
| ○老人クラブ     | ○子ども会      |
| ○消防団       | ○女性団体      |
| ○商店会       | ○企業        |
| ○NPO       | ○ボランティア団体  |

など



### (3) 新しい市民自治の仕組み

地域と市との協働により進める新しい市民自治の仕組みは、概ね次の図のようになります。具体的な組織の設立方法等については、14 ページ以降で示しています。



#### (4) まちづくり協議会の役割

まちづくり協議会は、地域の現状や課題に基づいたまちづくり活動の推進や地域の要望、市への提言など次のような役割を担います。

また、まちづくり協議会の活動を継続的に実施していくためには、地域内の連携・交流の絆を深めながら段階的、計画的に活動分野・範囲を拡大していくことが望まれます。

##### 【役 割】

##### ①まちづくり活動推進

- ・地域の課題解決に向けた活動
- ・地域計画の作成・実施

##### ②要望集約・提出

- ・地域内の要望や意見の集約・提出

##### ③施策等の提言

- ・地域内の活動を踏まえた施策・事業の提言

##### ④情報共有の窓口

- ・地域担当職員を通じた情報の送達・授受

##### ⑤地域連携の強化

- ・各団体間の連絡
- ・各団体が実施するイベントの調整・相互参加

※地域計画とは、まちづくり協議会が、将来目指したい地域づくりを実行していくために、将来の地域像や方向性、地域の現状や地域課題、課題への対応・解決方法などの具体的な取組みについてまとめたものです。

## (5) まちづくり協議会の設置区域及び活動エリア

まちづくり協議会は、「現在の地区連合町(内)会の区域」の 38 区域それぞれに設置することを基本とし、その区域を活動エリアとします。

しかしながら、まちづくり協議会を担っていただくのは地域住民の皆さんですから、隣接する区域が一体となるなど住民の皆さんが活動しやすい区域を選択できるよう柔軟に対応するとともに、各地域の実情に合わせたエリアの設定について地域の話し合いによって決定するものとします。

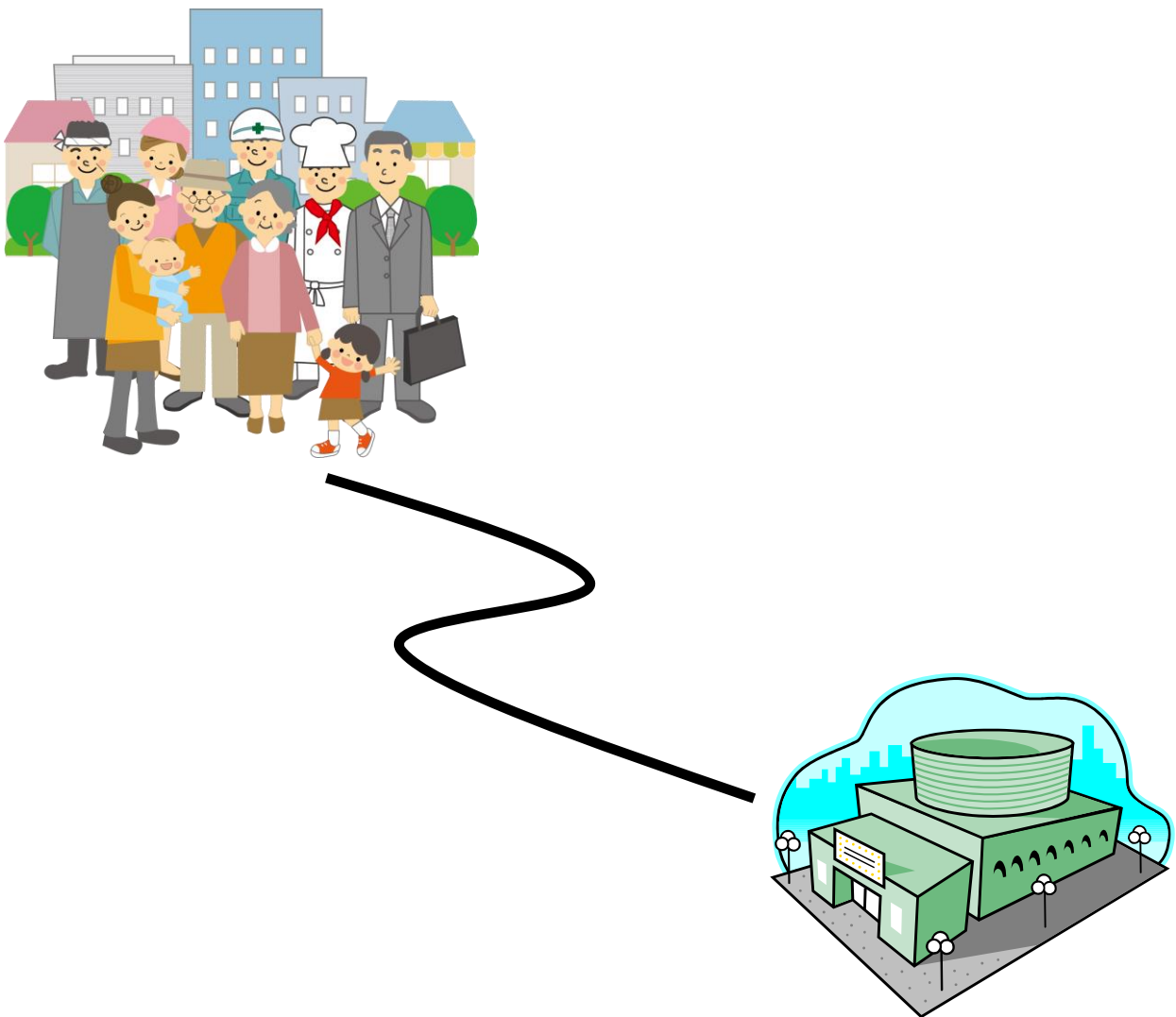
### 【エリア選定の考え方】

- ①多様な市民活動団体の皆さんや新しい地域コミュニティの担い手が見込めるよう、単一町会のエリアより広範囲のエリアが望ましいこと
- ②これまでの地域コミュニティの中心的役割を担ってきたのが町(内)会であり、地域住民の皆さんにとって、最も地域のまとまりや住民の連帯意識、地域の歴史・資産の共有を強く感じることができること
- ③既存の市民団体（地区社会福祉協議会など）の役員は、町(内)会長が担っている場合が多く、新しいコミュニティの形成にあたっての素地があること

## (6) まちづくり協議会の活動拠点

まちづくり協議会は、安定した活動を継続して実施するための活動拠点として、市民センターや福祉館などの既存の公共施設を可能な限り活用します。

しかし、38 区域全てにはこれらの公共施設が配置されていないことから、まちづくり協議会と市が協議しながら、地域が所有・管理する市民館や民間施設など既存の施設の有効活用を図ります。



## 4 まちづくり協議会の効果

---

まちづくり協議会は、地域内の各団体のネットワーク化及び相互補完を図り、また、それぞれの地域の特色を生かした組織として、地域の課題にきめ細かく対応することができ、ひいては地域住民の皆さんの満足度が高められます。

### 【地域にとっての効果】

#### ○相互補完

個別では解決できない課題でも、それぞれの不足を補い合い、解決が図られます。

#### ○一体感の向上

地域住民誰もが参加し、一緒に取り組むことで地域内の一体感が向上します。

#### ○相乗効果

他の団体の取組みがヒントになり、自らの活動の活発化が期待されます。

#### ○効率性向上

地域内で重複した活動が一本化されることにより、住民が参加しやすくなります。



一方、市にとっては、これまで以上に地域の要望・提案の効率的かつ迅速な把握や、地域の実情に応じた迅速な対応が可能になります。

### 【市にとっての効果】

#### ○地域の要望・提案の効率的かつ迅速な把握

市は、地域の集約された要望・提案等を効率的かつ迅速に把握することができます。

#### ○地域の実情に応じた迅速かつ一体的な対応

市は、横断的・多面的に把握した地域の要望・提案等を基に、地域の実情に応じて迅速かつ一体的に対応することができます。

さらに、まちづくり協議会及び市の双方にとっても、このような市民自治の仕組みを活用することにより、自らの地域のことを自らで考え、決め、行動できる「地域力の向上」が図られることが大いに期待できます。

### 《複合的な効果》

○双方からの施策提言の機会・場が容易に確保

○地域ニーズに密接に対応した政策づくりが可能

○両者にとって情報の公開と共有による合意形成の場が担保

## 5 市の役割

---

### (1) 人的協働

まちづくり協議会と市が連携し、地域の実情に合わせたまちづくりを協働により進めていくことができるよう、地域担当職員（市民協働推進課職員）を配置し、サポートします。

地域担当職員は、まちづくり協議会の設立・運営および地域計画の策定や地域計画に基づき実施する事業等をサポートするとともに、まちづくり協議会の取組事例や、活動に対する支援制度・手続きについて、情報提供や助言により支援します。また、関係機関や市の関係部局との調整、まちづくり協議会の活動のPRを行います。

### (2) 財政的協働

市は、まちづくり協議会が自立した組織として継続的かつ安定的に活動ができるよう必要な経費等の支援をします。

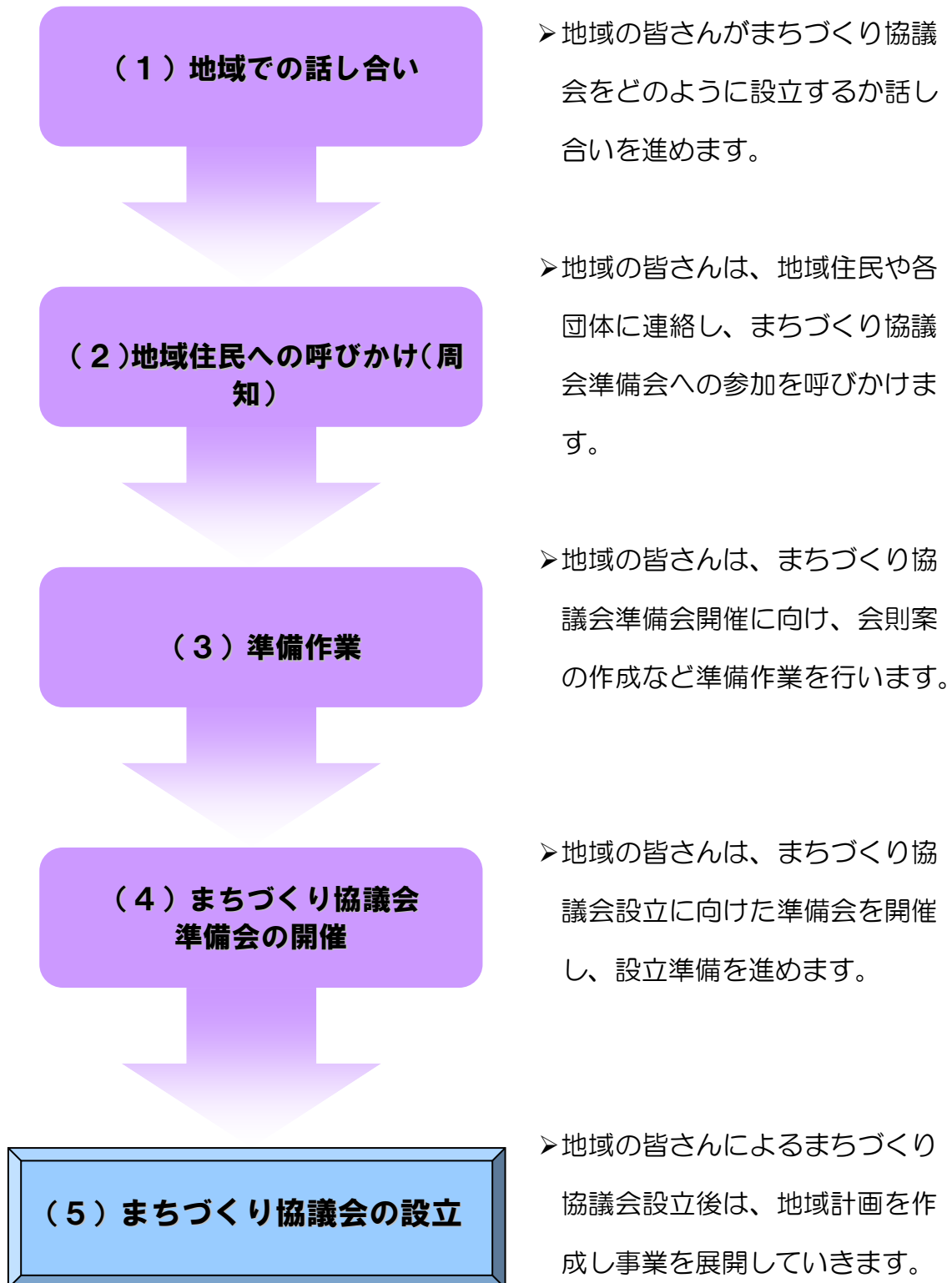
この財政的支援にあたっては、まちづくり協議会の活動の内容や状況に応じたものとなるよう検討します。

### (3) その他の協働

市は、地域の主要な役割を担う人材発掘や能力向上のための取組みを支援するとともに、まちづくり協議会との定期的な情報交換などの場を設けます。

## 6 まちづくり協議会の設立方法(例)

---





## (1) 地域での話し合い

市では、地区連合町（内）会区域を基本としたまちづくり協議会の設立を目指しています。

地域の皆さんは、まちづくり協議会の設立について、市と相互に連絡を取り話し合いを進めます。

- 1 地域で活動する各団体の代表者や連絡先の把握
- 2 各団体に連絡し、参加意思の確認

<各団体>

町（内）会、地区社会福祉協議会、PTA、交通安全協会、防犯協会、  
地区民生委員・児童委員協議会、NPO、老人クラブ、消防団、子ども会、  
商店会、女性団体、ボランティア団体など

## (2) 地域住民への呼びかけ（周知）

地域の皆さんは、地域住民や地域の他の団体に対し、まちづくり協議会設立準備会について参加を呼びかけます。

まちづくりに向けては、地域に根付いた活動を展開している町（内）会や、専門的な立場から課題解決しようとする市民団体やNPO等に加え、まちづくりに意欲のある地域住民等に参画してもらうことが望まれます。

### 【呼びかけ（周知）方法】

- ・ 町（内）会の回覧板や掲示板を活用
- ・ 市ホームページや広報あおもり等、市の広報媒体の活用
- ・ 各団体の会報誌の活用・・・など

### (3) 準備作業

地域の皆さんは、まちづくり協議会準備会に向け、地域で取り組むべき事業の内容や会則案などの書類づくり、会議日程の調整などを進めます。

### (4) まちづくり協議会準備会の開催

地域の皆さんは、まちづくり協議会の設立に向け、設立準備会を開催します。検討する内容は概ね次の事項です。

#### 【設立準備会での検討内容】

- ・まちづくり協議会の組織（案）について
- ・まちづくり協議会の役員（案）について
- ・まちづくり協議会会則（案）について
- ・まちづくり協議会の事業内容（案）について
- ・まちづくり協議会設立会の開催時期について・・・など



話し合いにより決まったことについては、町（内）会の協力のもと回覧板や掲示板を利用し、地域内へ周知します。

#### 市の支援

- ・(3)準備作業や(4)まちづくり協議会準備会の開催における資料作成や準備などについては、地域担当職員（市民協働推進課職員）が助言等の支援をします。

## (5) まちづくり協議会の設立

地域の皆さんは、まちづくり協議会設立会を開催し、準備会で決定した案をもとに話し合いの上、決定します。なお、まちづくり協議会の名称については、活動区域が客観的に明らかとなる地域名が含まれていることとします。また、まちづくり協議会の通称については、地域の皆さんが自由に決定することができます。

### 【設立会での検討内容】

- ・まちづくり協議会の通称について
- ・まちづくり協議会の代表者及び役員について
- ・まちづくり協議会の組織・会則について
- ・まちづくり協議会の事業及び予算について
- ・地域計画の作成について
- ・次回会議開催内容及び時期について・・・など



話し合いにより決まったことについては、町(内)会の協力のもと回覧板や掲示板を利用し、地域内へ周知します。また、まちづくり協議会の地域計画や事業などは、市もホームページ等で地域の皆さんへ紹介します。

### ～まちづくり協議会の運営について～

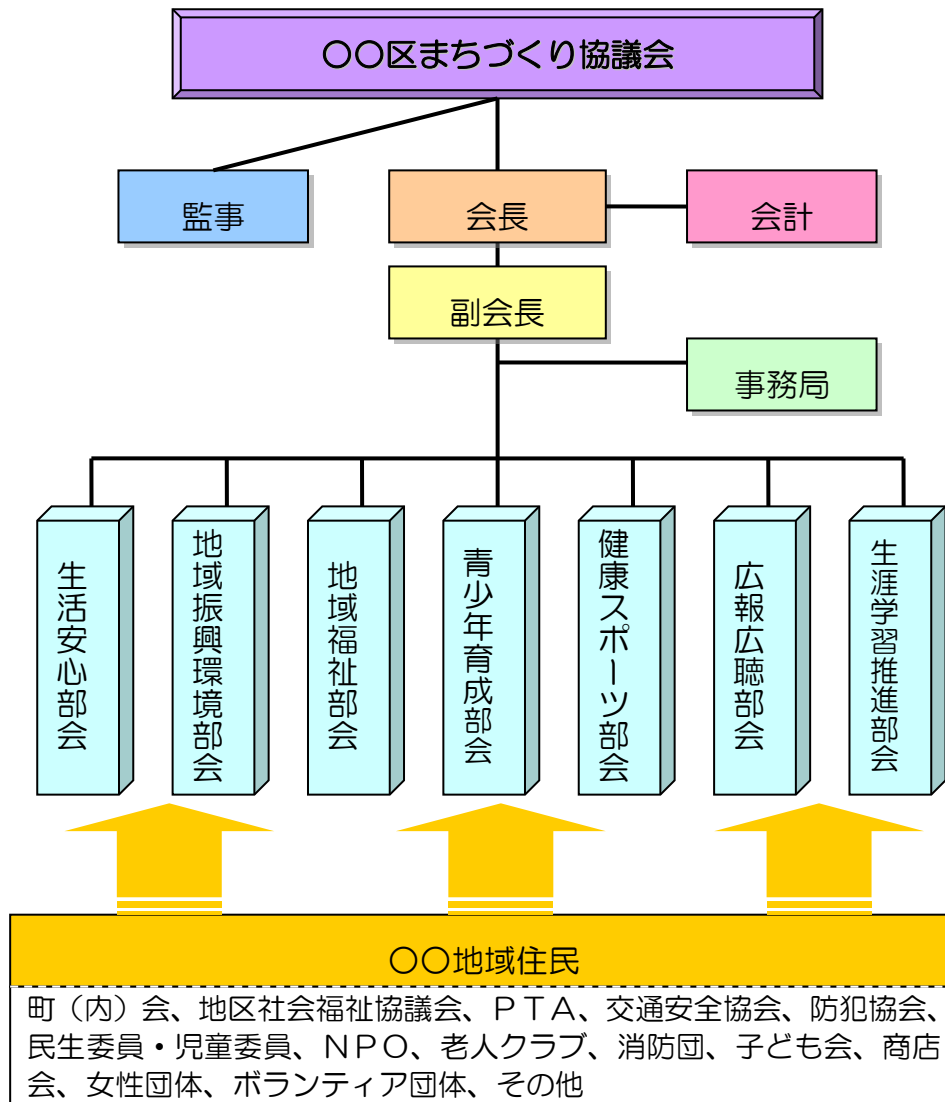
まちづくり協議会は、組織の円滑な運営に努め、地域の実情を把握し、地域内の市民活動団体の連携を図りながら、より良い地域づくりを目指すため、地域計画を作成し、計画に基づいた事業を実施します。

### 市の支援

- ・設立された協議会へ財政的な支援を行います。
- ・設立された協議会に対し地域と市のパイプ役となる地域担当職員（市民協働推進課職員）を配置し、まちづくり協議会の設立、地域計画の作成、まちづくり協議会の運営などへの助言等の支援や、市の情報の提供などを行います。

## (6) まちづくり協議会の組織（例）

まちづくり協議会の組織の一例です。



- 活動の分野や目的に応じて専門の部会を立ち上げることが有効と考えられます。部会を設置することで、各団体が連携しながら一体となって活動でき、その効果が一層大きくなります。
- 地域の実状に応じて相談役や顧問等を設置することも考えられます。

## (7) まちづくり協議会の会則（例）

まちづくり協議会の会則の一例です。会則作成の際の参考にしてください。

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、〇〇区まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

（区域）

第2条 本会の区域は、〇〇町会、××町会・・・△△町会及び□□町会の〇町会とする。

（目的）

第3条 本会は、〇〇地域住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、豊かで活力ある住みよい地域社会をつくることを目的とする。

（用語）

第4条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 〇〇地域 〇〇町会、××町会・・・△△町会及び□□町会の〇町会を合わせた範囲をいう。
- (2) 地域住民 〇〇地域に住所を有する個人、〇〇地域に所在地を置く各団体、組織及び法人をいう。
- (3) 会員 地域住民のうち第3条の目的に賛同し、本会に入会するものをいう。
- (4) 団体会員 会員のうち各団体、組織及び法人並びにそれらに所属する個人をいう。
- (5) 個人会員 会員のうち、個人の資格で入会するものをいう。
- (6) 準会員 〇〇地域外に住所を有する個人又は〇〇地域外に所在地を置く各団体、組織及び法人のうち第3条の目的に賛同し、本会に入会するものをいう。

（活動）

第5条 本会は、第3条の目的を推進するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の課題解決に向けた活動
- (2) 地域計画の作成及び地域計画に基づく次に掲げる事業の実施
  - ① 地域住民の健康と福祉の増進に関すること
  - ② 文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること
  - ③ 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること
  - ④ 生活環境の保持と改善向上に関すること
  - ⑤ 青少年健全育成に関すること
  - ⑥ 防災、防犯に関すること
  - ⑦ 交通安全に関すること
  - ⑧ その他政治活動及び布教等の宗教活動を除く本会の目的を達するために必要な事項
- (3) 地域内の要望や意見の集約、要望書の作成及び提出
- (4) 地域内での活動を踏まえた施策・事業等の提言
- (5) 地域活動に必要な情報の授受及び会員への伝達
- (6) 地域内の各団体との連絡・調整
- (7) 地域内の各団体実施する事業の相互参加の推進

(構成員)

第6条 本会は、会員及び準会員(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(入会)

第7条 本会に入会しようとするものは、別に定めるところにより、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会等)

第8条 構成員が、次のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 構成員が、〇〇地域で活動を行わなくなったとき又は死亡したとき。
- (2) 構成員から退会の申出があったとき。

(事務所)

第9条 本会の事務所は、青森市〇〇字〇〇1-1に置く。

## 第2章 役員等

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 部会長 若干名
- (7) 副部会長 若干名

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(事務局員)

第12条 本会に事務局員を置くことができる。

2 事務局員は、役員会の承認を経て、構成員の中から会長が指名する。

(役員等の任務)

第13条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その任務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の運営及び活動に関する事務を掌理するとともに、会長と協議の上、構成員や関係機関・団体との連絡調整を行う。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を統括する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

- (6) 部会長は、当該部会を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部会の事業を役員会に報告するとともに、各種事業の提案をする。
- (7) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、その任務を代行する。
- (8) 事務局員は、本会の運営に関する諸事務を補助する。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務及び業務を行うものとする。

### 第3章 会議

(役員等の任期)

第14条 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議の種類及び構成)

第15条 本会に、次の会議(協議機関)を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会
- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。
- 4 部会は、事業実施部の部会員をもって構成する。

(招集)

第16条 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年度〇回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げるときに、その日から20日以内に会長が招集する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会員の3分の1以上の請求があったとき。
- 3 会長は、総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、開会の7日前までに文書をもって会員に通知するとともに、地域住民に対しても周知する。
- 4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 5 部会は、各部会長が招集する。

(附議事項)

第17条 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算の承認に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算の認定に関すること。
- (3) 本会の役員を選出及び承認に関すること。
- (4) 本会の会則の制定及び改廃の認定に関すること。
- (5) その他本会の運営に関する基本的事項及び重要事項の決定に関すること。
- 2 役員会は、次の事項を審議議決する。
  - (1) 総会に付する案件の審議に関すること。
  - (2) 総会によって審議を依頼された事項に関すること。
  - (3) 本会の事務局員の選任及び承認に関すること。
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事務に関すること。

3 部会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 役員会によって審議を依頼された事項に関すること。
- (2) 部会に付託された事項の実施に関すること。
- (3) その他総会及び役員会の議決を要しない業務の遂行に関すること。

(定足数等)

第18条 各会議は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に参入することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

(議長)

第19条 総会の議長は、出席者の中から選出し、役員会は会長が、部会は部会長が議長となる。

(議決)

第20条 各会議における議決は、本会則に定めるもののほか、出席者の過半数によって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会の議事)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
- (2) 参加者数（代理及び委任状提出者を含む）
- (3) 議事録署名人指名（選出）に関する事項
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の審議の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその会議において指名（選出）された議事録署名人が署名、押印しなければならない。

(総会及び議事録の公開)

第22条 地域住民は、総会を傍聴することができる。

2 地域住民が総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

## 第4章 実施組織

(事業実施部会)

第23条 本会に、次の事業実施部会を置き、関係機関・団体と連携・協力しながら事業計画の推進と活動の充実を図る。

- (1) 生活安心部会
- (2) 地域振興環境部会
- (3) 地域福祉部会
- (4) 青少年育成部会
- (5) 健康スポーツ部会
- (6) 広報広聴部会
- (7) 生涯学習推進部会

2 前項の事業実施部会が行う活動は、関係機関・団体と連携・協力のもと、地域住民が一体となって行えるように努めるものとする。



(事業実施部会の任務)

第24条 事業実施部会の任務は、主として次に掲げる事項の企画、実施及び啓発とする。

(1) 生活安心部会

交通安全、防災・防犯、自主防災組織の機能化など安全で安心な地域づくりに関すること。

(2) 地域振興環境部会

地域の祭りや自然及び史跡等地域資源の保持活用、地域の緑化活動や清掃活動等ふるさとに誇りと愛着の持てる環境づくりに関すること。

(3) 地域福祉部会

子どもの保護及び高齢者や障害者等に対する支援等地域福祉の増進に関すること。

(4) 青少年育成部会

自然・生活・社会における体験活動や非行対策及び子育て支援等子どもの健やかな成長に関すること。

(5) 健康スポーツ部会

地域における各種のスポーツ活動、自然探訪・散策等の行事、健康教室等スポーツの普及振興及び健康づくりに関すること。

(6) 広報広聴部会

広報紙等の発行、標語やポスターづくり、防災・防犯情報等住民に向けた地域情報の発信、地域づくりに関する情報の収集、協力体制づくり等情報及び啓発に関すること。

(7) 生涯学習推進部会

定期講座、講演会、文芸会及び料理教室等歴史文化学習や生活学習を通じた地域住民の教養文化の向上に関すること。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める資産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 青森市等からの交付金等
- (4) 町(内)会及び自治会からの納入金
- (5) 会員から徴収する会費
- (6) 寄附金
- (7) その他の収入

(資産の管理及び帳簿の整備)

第26条 本会の資産は、会長が管理し、地域住民が資産に関する帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(経費)

第27条 本会の経費は、第25条に定める資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第28条 本会の収支予算は、会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

2 本会の収支決算は、毎会計年度終了後2か月以内にその年度末の資産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(解散)

第30条 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第31条 本会の解散のときに有する残余財産処分方法は、総会において会員の4分の3以上の議決を得て決定する。

## 第6章 雑則

(書類及び帳簿の備付け)

第32条 本会は、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 会則及び細則
- (2) 構成員及び各会議委員の名簿
- (3) 監事及び相談役（もしくは顧問）の名簿
- (4) 資産目録等財産の状況を示す書類
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

(個人情報の保護)

第33条 本会は、活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

(細則)

第34条 本会則施行についての細則は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

◎まちづくり協議会を設立した時は、代表者の住所・氏名、会則、役員名簿を市民協働推進課に文書で提出してください。

## 7 まちづくり協議会に関するQ & A

---

**Q 1** 私たち地域住民は、具体的に何をすればいいのですか？

**A 1** 地域の皆さんは、まちづくりの担い手の一人として、まちづくり協議会に関心を持ち、できる範囲でまちづくり協議会の話し合いや活動に参加していただくことが重要だと考えます。

自分の得意分野などを生かすとともに、地域の皆さんがお互いを尊重し、相互協力することにより、活力ある住みよい地域になると考えます。

**Q 2** 現在の町(内)会や地域の各団体は、今後どのように変わりますか？

**A 2** 町(内)会や地域の各団体は、相互に連携することにより、地域内の課題解決に向けた取組みを検討・実施しやすくなります。また、地域内に一体感が生まれ、単独では解決が難しい課題も効率的に解決することが可能となります。

**Q 3** まちづくり協議会を設立するまでに要する期間はどれくらいですか？

**A 3** 地域の実状により様々であろうかと思われませんが、概ね数か月から1年程度はかかるものと見込まれます。

**Q 4** 必ずまちづくり協議会を設立しなくてはならないのでしょうか？

**A 4** まちづくり協議会は任意組織ですが、まちづくり協議会を設立することで、

○地域課題に対して、連携して対処することができる

○地域に一体感が生まれる

○担い手不足により難しくなった活動を地域全体で取り組むことができる

などの効果が期待できますので、市として、体制が整った地域から順次まちづくり協議会の設立を目指すものです。

**Q 5** まちづくり協議会は、市役所の組織ですか？

A 5 まちづくり協議会は、法令等で規定する公的な団体ではありませんが、市がまちづくりを進めていく上での重要なパートナーとして、連携・協働していきたいと考えております。

**Q 6** なかなか人が集まらないのですが、どうしたらいいですか？

A 6 地域内の企業や各団体の役員の方、退職した世代の方などに積極的に声を掛け合い、まちづくり協議会への参加を呼びかけてみましょう。

**Q 7** 既に似たような団体が地域にあるのですが？

A 7 その団体が、市の提案しているまちづくり協議会としての機能と類似している場合、その団体がまちづくり協議会の中心となることも考えられます。







## 青 森 市 民 憲 章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし 美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き 活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい 明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び いきがいを感じるまちにしましょう

平成17年4月27日制定

## 青森市地域コミュニティ・ガイドライン

平成25年5月14日策定

令和3年2月4日改訂

青森市 市民部 市民協働推進課

TEL (017) 734-5231

FAX (017) 734-5232